

令和6年5月14日
 総務常任委員会資料
 総務・市民協働部市民協働推進課

コミュニティセンターの指定管理者の選定方法等について

本年度末で指定期間が終了するコミュニティセンターにつきまして、令和7年度からの指定管理者を新たに指定するにあたり、4月25日開催の指定管理者候補者選定委員会からの意見を踏まえて、公募・非公募の選定方法等を検討いたしました結果、以下のとおりとし、選定を行うことを決定しましたので報告いたします。

施設名	宇治市西小倉コミュニティセンター 宇治市東宇治コミュニティセンター 宇治市南宇治コミュニティセンター 宇治市槇島コミュニティセンター
現在の指定管理者	西小倉地区コミュニティ推進協議会 東宇治地区コミュニティ推進協議会 南宇治地区コミュニティ推進協議会 槇島地区コミュニティ推進協議会
公募・非公募	
非公募	理由 各地区のコミュニティ推進協議会は、地域住民を主体とした地域社会づくりを目的として、コミュニティセンターの設置とあわせて、地域の関係団体により構成された組織で、各地域の状況を踏まえた運営ができていることから、今回の選定においても、各地区コミュニティ推進協議会による管理運営が適当であるため。
指定期間	
5年	令和7年度～令和11年度
利用料金制度	
導入無	理由 本施設の貸館業務は、単純な利用拡大を図ることよりも、地域コミュニティの推進に向けて、地域の状況を踏まえて遂行することが重要であり、利用料金制度の導入による指定管理者のインセンティブとなりにくいため。
委員会意見	
非公募及び利用料金制度を導入しない理由は妥当と考える。	

上記を踏まえ、今後の予定は以下のとおり。

- 10月 第3回宇治市指定管理者候補者選定委員会（書面審査）
- 12月 指定管理者指定議案の提出